

証 明 書 一 覧

※ 該当する事項がある場合は、それに相当する証明書を必ず提出してください。

※ 源泉徴収票及び、確定申告書を提出する場合は最新のものを提出して下さい。

所得に関する証明

区分（事項）	提出する証明書等	発行所
・給与所得のある者	・給与所得の源泉徴収票（コピー可、最新のもの）	勤務先
・商・工・林・農・水産業所得のある者 ・その他の職業所得、配当・不動産所得・雑所得のある者等	・確定申告書（控）（コピー可） ※第一表及び第二表 ※ <u>税務署等の受付印があるものに限る</u>	税務署
・年金（恩給等）受給者	・支給窓口発行の証明書 ・年金等の源泉徴収票（コピー可） ・年金決定（改定）通知書（コピー可）	都道府県保険課等 社会保険庁 市区町村役場
・平成30年に就職（再就職）した者	・月別給与賞与支払証明書、年収見込証明書等 ・給与明細書の写し、（直近1年分） ※申請時現在のもの	勤務先
・雇用保険受給者	・雇用保険受給資格者証（受給手続き書類）のコピー	職業安定所
・生活保護受給世帯	・生活保護受給証明書等（金額記載）のコピー	社会福祉事務所
・生命・傷害・火災・風水害等の保険金の支払いを受けた者	・保険金等の支払証明書 ※支給月日、支給額がわかる証明書	保険会社等

特別控除に関する証明

区分（事項）	提出する証明書等	発行所
・障害者、長期療養者のいる世帯	・身体障害者手帳の写（必要部分のみ）のコピー ・医師等の証明書、経常的に特別の支出をしている金額を証明できるもの（直近1年分）	市町村役場、医師、薬局、看護人（派出所）、介護サービス提供事業者
・火災・風水害等（申請時の6ヶ月以内）	・被災証明書等 ・被災のため必要とした経費または損害額を証明できる書類のコピー	消防署・市区町村役場
・家計支持者の別居（単身赴任等）	・家賃・光熱水料費の領収書等のコピー（直近1年分）	電気・ガス会社等

注1. 診療費の支出、災害等の被害による特別控除額の認定に際しては、保険・損害補償等による補填分を差し引くので注意してください。

2. 長期療養者（申請時において6ヶ月以上の期間、療養中または療養を必要とする者）がいる場合は、医師等の証明書及び経常的に特別の支出（健康保険等で充足している場合を除く私費支払分が対象）をしている金額の証明ができるもの（領収書等のコピー）を添付してください。

3. 主たる家計支持者が別居の場合は、別居による特別な支出の書類（家賃、光熱水料費等の領収書のコピーで、勤務先負担分を除いた自費負担分）を添付してください。